

「ぐとずっと。住宅安心サポート[水まわりプラン]」サービス利用規約  
新旧対照表

※下線部が対象箇所

新	旧
<p>第 5 条(サービス利用料) 3.(2) 申込みの翌月以降の請求</p> <p>① 申込受付日が暦月の 1 日から 15 日(同日を含む)までの場合 毎月 20 日(申込受付日の属する月の<u>翌月 20 日</u>から支払開始)</p> <p>② 申込受付日が暦月の 16 日から月末の場合 毎月 5 日(申込受付日の属する月の<u>翌々月 5 日</u>から支払開始)</p>	<p>第 5 条(サービス利用料) 3.(2) 申込みの翌月以降の請求</p> <p>① 申込受付日が暦月の 1 日から 15 日(同日を含む)までの場合 毎月 20 日(申込受付日の属する月の <u>20 日</u>から支払開始)</p> <p>② 申込受付日が暦月の 16 日から月末の場合 毎月 5 日(申込受付日の属する月の<u>翌月 5 日</u>から支払開始)</p>
<p>別表 1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービスおよび本動産総合保険に関する共通の免責事項</p> <p>・<u>給排水設備の解氷作業</u> ・<u>便座・温水洗浄便座等を含むトイレの交換費用(温水洗浄便座については本体の故障修理の一切および交換)</u></p>	<p>別表 1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービスおよび本動産総合保険に関する共通の免責事項</p> <p>・便座・ウォシュレット等を含むトイレの交換費用</p>
<p>別表 1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 欄外</p> <p>※2 台風、大雨、暴風、豪雪等の気象条件によって生じた不具合については、上記の免責事項に該当しない場合であっても、これらの気象条件により、HS が修繕義務を履行することが著しく困難であると HS が判断した場合には、修繕サービ</p>	<p>別表 1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 欄外</p> <p>※2 台風、大雨、暴風、豪雪等の気象条件によって生じた不具合については、上記の免責事項に該当しない場合であっても、これらの気象条件により、HS が修繕義務を履行することが著しく困難であると HS が判断した場合には、修繕サービ</p>

<p>スの提供をお断りする場合があります。</p> <p><b>※3 蛇口交換に伴い老朽化している接続先の給排水設備が本修理に伴い老朽化して破損する可能性が御座いますが、この様な場合においてはお客様ご了承(お客様負担)の下、老朽化した接続先の給排水設備を交換させていただきます。</b></p> <p><b>※4 不具合発生個所へアクセスする為にやむなく庭の掘削や床や壁の取り壊し等を行う場合、修繕サービス対象機器/保険の対象以外の箇所についての現状復旧はサービスの対象外となり、お客様負担となります。</b></p>	<p>スの提供をお断りする場合があります。</p>
<p>別表 2) サービス利用料</p> <p>・ぐとずっと。住宅安心サポート[水まわりプラン]: <u>月額 880 円(税込)(年額 10,560 円(税込))</u></p>	<p>別表 2) サービス利用料</p> <p>・ぐとずっと。住宅安心サポート[水まわりプラン]: <u>月額 800 円(外税)(年額 9,600 円(外税))</u></p>

以上